

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請け事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組みます。

① 価格決定方法

- ・ 不合理な原価低減要請を行いません。
- ・ 取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議致します。
- ・ 取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな型を参考に型取引を行い、不要な型の廃却を促進するとともに、下請事業者に対して量産終了後の型の無償保管要請は行わないよう十分に配慮致します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は、可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

- ・ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更を行わないように努めます。
- ・ 災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023年8月22日

新興工業株式会社

代表取締役社長 笹沼 靖憲